

## **[事案 2019-207] 失効契約復活請求**

・令和2年6月10日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険会社が契約の復活を承諾しなかったことを不服として、失効の無効等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成11年8月に契約したがん保険について、以下の理由により、失効の無効を確認または復活を承諾してほしい。

- (1) 保険会社から、2か月続けて保険料の引落ができないと失効することの説明を受けておらず、失効前にも失効する旨の案内を受けていない。
- (2) 復活不承諾は、自分のがんの罹患率が高い年齢になっているから等の不合理な理由にもとづいており、その判断には裁量の逸脱・濫用がある。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由等により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込手続時、申立人に対して失効制度・復活制度の説明をした。また、失効前にも失効の案内をした。
- (2) 復活不承諾の理由は、申立人が復活申込時、平成17年から両眼緑内障の治療をしていることを告知したからであり、緑内障は進行すると喪失した視野や視力を治療によって取り戻すことが難しく、場合によっては失明することもあるため、引受けることが難しい。したがって、がん保険であることや申立人の年齢が理由ではなく、本件復活不承諾に裁量の逸脱・濫用はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、契約失効の無効は認められず、復活不承諾時に保険会社の裁量の逸脱・濫用があったことも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。